1　特定の静止衛星による固定衛星業務受信地球局については、第9.7A号及び第9.7B号を参照。

2　表1Aに示した制限値に加え、表1Aに記載した周波数帯においては、60cmより大きいアンテナサイズには全て以下のepfd↓の総和の制限値を適用する。

100%時間 epfd↓dB(W/(m^2・ 40 kHz))	緯度（北又は南）（度）
-160	0 ≤ \|緯度\| ≤ 57.5
-160 + 3.4(57.5 - \|緯度\|)/4	57.5 < \|緯度\| ≤ 63.75
-165.3	63.75 < \|緯度\|

3　各基準アンテナ直径について、制限値は、epfd↓レベルに対しデシベルで直線的かつ時間率に対し対数関数的なデータ点を直線で結ぶプロット線上の完全な曲線からなる。

4　この節では、非静止衛星による固定衛星業務システムの静止衛星による固定衛星業務システムに対する干渉の計算にのみITU-R勧告S.1428の基準パターンを用いること。

5　3m及び10mアンテナの値は、ITUの無線通信部門への要請事項1で言及した方法についてのみ適用される。

表1B[1、2、3]
特定の周波数帯における非静止衛星による固定衛星業務システムにより発射されるepfd↓の総和の制限値

周波数帯（GHz）	epfd↓ dB(W/m^2)	epfd↓が超過されていない時間率	基準帯域幅（kHz）	基準アンテナ口径及び基準発射パターン[4]
17.8-18.6	-170	0	40	1m
	-170	90		ITU-R勧告S.1428
	-164	99.9		
	-164	100		
	-156	0	1000	
	-156	90		
	-150	99.9		
	-150	100		
	-173	0	40	2m
	-173	99.4		ITU-R勧告S.1428
	-166	99.9		
	-164	99.92		
	-164	100		
	-159	0	1000	
	-159	99.4		
	-152	99.9		
	-150	99.92		
	-150	100		
	-180	0	40	5m
	-180	99.8		ITU-R勧告S.1428
	-172	99.8		
	-164	99.992		
	-164	100		
	-166	0	1000	
	-166	99.8		
	-158	99.8		
	-150	99.992		
	-150	100		

1　特定の静止衛星による固定衛星業務受信地球局については、第9.7A号及び第9.7B号を参照。

2　各基準アンテナの直径について、制限値は、epfd↓レベルに対しデシベルで直線的かつ時間率に対し対数関数的なデータ点を直線で結ぶプロット線上の完全な曲線からなる。

3　非静止衛星システムは、40kHz及び1MHzの基準帯域幅でこの表の制限値に適合すること。

4　この節では、非静止衛星による固定衛星業務システムの静止衛星による固定衛星業務システムに対する干渉の計算にのみITU-R勧告S.1428の基準パターンを用いること。

表1C[1、2、3]
特定の周波数帯における非静止衛星による固定衛星業務システムにより発射されるepfd↓の総和の制限値

周波数帯（GHz）	epfd↓ dB(W/m^2)	epfd↓が超過されていない時間率	基準帯域幅（kHz）	基準アンテナ口径及び基準発射パターン[4]
17.8-18.6	-170	0	40	1m
	-170	90		ITU-R勧告S.1428
	-164	99.9		
	-164	100		
	-156	0	1000	
	-156	90		
	-150	99.9		
	-150	100		
	-173	0	40	2m
	-173	99.4		ITU-R勧告S.1428
	-166	99.9		
	-164	99.92		
	-164	100		
	-159	0	1000	
	-159	99.4		
	-152	99.9		
	-150	99.92		
	-150	100		
	-180	0	40	5m
	-180	99.8		ITU-R勧告S.1428
	-172	99.8		
	-164	99.992		
	-164	100		
	-166	0	1000	
	-166	99.8		
	-158	99.8		
	-150	99.992		
	-150	100		

1　静止衛星による固定衛星業務受信地球局については、第9.7A号及び第9.7B号を参照。